

七・一閣議決定以前にいわゆる限定的な集団的自衛権行使が合憲である旨を明記した政府見解等の存否に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十二日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



七・一閣議決定以前にいわゆる限定的な集団的自衛権行使が合憲である旨を明記した政府見解

等の存否に関する質問主意書

一 昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下「七・一閣議決定」という。）以降に政府が国会審議で累次にわたり答弁している、いわゆる限定的な集団的自衛権行使とはいかなるものであり、また、それは、国際法上のいわゆる集団的自衛権行使と何がどう異なるのかについて、具体的に示されたい。

二 憲法第九条と集団的自衛権の行使に関する政府の憲法第九条の解釈について、前記一でいうところのいわゆる限定的な集団的自衛権行使が憲法第九条において許容されている旨が法理として明記されている七・一閣議決定以前の国会議事録、政府見解等について一切の漏れなく網羅的に示されたい。

右質問する。

